自転車のルール

愛媛県道路交通規則の一部改正(平成25年7月1日施行)

道路の交通量に関わらず、自転車等の傘差し運転を禁止

傘を差し、物を担ぎ、物を持つなど視野を妨げ又は安定を失うおそれのある方法で、自転車等を運転することを禁止した。

【罰則】5万円以下の罰金

傘を差すなどした者を自転車等に乗車させて運転することを禁止

傘を差し、物を担ぎ、物を持つなど運転者の視野を妨げ又は安定を失わせるおそれのある者を自転車等に乗車させて運転することを禁止した。

【罰則】5万円以下の罰金

自転車等に人を乗車させるときは前向きにまたがらせることを規定

自転車を含む全ての車両において、またがり式の乗車装置に人を乗車させるときは、前向きにまたがらせることとした。

【罰則】5万円以下の罰金

トライク・バギー等についても傘差し運転等を禁止

これらの普通自動車についても、傘差し運転等を禁止した。

【罰則】5万円以下の罰金

その他の交通ルール

並進の禁止

「並進可」標識のある場所以外では、並進してはならない。

【罰則】2万円以下の罰金又は科料

原則車道通行

歩車道の区別のある道路では、車道を通行しなければならない。

【罰則】3月以下の懲役又は5万円以下の罰金

携帯電話禁止

携帯電話を手で持ち、通話や操作をしたり、画像表示画面の画像を注視して、自転車を運転してはならない。。

【罰則】5万円以下の罰金

路側帯を通行するときの義務

路側帯を通行するときは、歩行者の通行を妨げないような速度と方法で通行しなければならない。

【罰則】2万円以下の罰金又は科料

左側通行等

道路の中央から、左側部分の左側端に寄って通行しなければならない。

【罰則】3月以下の懲役又は5万円以下の罰金

自転車の通行区分

自転車道が設けられている道路では、その自転車道を通行しなければならない。

【罰則】2万円以下の罰金又は科料

交差点での一時停止と安全確認

道路標識により、一時停止が指定されているときは、一時停止しなければならない。

【罰則】3月以下の懲役又は5万円以下の罰金

夜間のライト点灯義務

夜間、道路を通行するときは、灯火をつけなければならない。

【罰則】5万円以下の罰金

酒気帯び運転の禁止

酒気を帯びて自転車を運転してはならない。(酒酔い運転)

【罰則】5年以下の懲役又は100万円以下の罰金

愛媛県警察本部